

第49回 鹿児島市都市計画審議会 議事概要

1 日時等

平成26年1月23日(木) 13時27分～14時58分
市役所東別館9階 特別中会議室

2 議案

- 第1号 鹿児島都市計画地区計画の決定について【市決定、付議】
(谷山駅周辺地区)
- 第2号 鹿児島都市計画地区計画の変更について【市決定、付議】
(南伊敷地区)
- 第3号 鹿児島都市計画用途地域の変更について【市決定、付議】
(谷山駅周辺地区、南伊敷地区)
- 第4号 鹿児島都市計画準防火地域の変更について【市決定、付議】
(谷山駅周辺地区)
- 第5号 用途地域の指定のない区域における建築形態規制に係る数値の変更について【付議】

3 出席委員(19名) 欠席者(1名)

宮廻委員、木方委員、笹川委員、米永委員、内田委員、松下委員、寺岡委員、
玉川委員、三嶽委員、西委員、長浜委員、幾村委員、福本委員、
川原委員(代理)、前田委員、満留委員(代理)、
三原委員、宮竹委員、岩佐委員

4 審議結果

1号から5号について、「案に異議なし」の答申を受けました。

5 議事概要(○委員 ●当局)

第1号 特になし

第2号 ○開発行為と組合施行の区画整理事業の違いは何か。

⇒開発行為は民間会社等が用地買収により、宅地造成等を行うことに対し、組合施行の区画整理事業は、地権者が一定の割合で土地を提供する(減歩)によって宅地造成等を行う。

○道路や公園などは、市から補助はあるのか。

⇒市に帰属となるが補助はしない。

○地区計画には記載されていないが、第1種低層住居専用地域なので、10mの高さ規制はあるということか。

⇒その通りである。

第3、4号 特になし

第5号 ○既存不適格建築はどれくらいあるか。

⇒合併後の確認申請を基に既存不適格建築の発生状況を分析したところ、建ぺい率60%を超えるものが全体の約1%、10数件ある。